

未来を担うたくましい人づくりについて

＜提案・要望先＞ 文部科学省

＜提案・要望内容＞

グローバル化が進展し、新しい知識や情報・技術が飛躍的に重要性を増す中、知識基盤社会を牽引する人材の育成は、我が国の最重要課題の一つとなっております。また、物的資源の乏しい我が国にとって、人材こそが最大の資源であります。

一方で、近年、若者の内向き志向や理科離れなどが指摘されており、今後、我が国が成長を持続していくためには、科学技術の発展をリードし、国際社会で活躍できる人材の育成が求められており、子どもたちに対して、基礎学力の向上や、豊かでたくましい心とともに、健やかな体を育成することが求められています。

そのため、今後も、外国語によるコミュニケーション能力の育成や、小さい頃から自然や科学の事象に親しませる取組とともに、科学技術を分かりやすく伝える人材の育成や活用を推進していくことが重要です。

また、今回告示された新学習指導要領により、より一層の授業の工夫・改善が必要であることから、教職員に求められる資質・能力の向上を図りながら、教職員個人への負担を軽減するための体制を構築する必要があります。

さらに、いじめや不登校・問題行動、発達障害など特別な配慮が必要な児童生徒に対するための取組の充実や体罰による不適切な指導の改善、親子の育ちを応援する家庭教育の充実が喫緊の課題となっております。

併せて、平成25年に閣議決定された「教育振興基本計画」では、「O E C D 諸国など諸外国における公財政支出など教育投資の状況を参考とし、計画に掲げる成果目標の達成や基本施策の実施に必要な予算について財源を措置し、真に必要な教育投資を確保していくことが必要である。」と、教育投資の確保の必要性について言及しております。

本県におきましては、教育を県政の重要な課題としてとらえ、様々な施策を積極的に推進しているところでありますが、国におきましても、教育施策の一層の充実を図るため、下記事項を実施するよう要望いたします。

記

- 1 「第2期教育振興基本計画」で示された成果目標の達成並びに基本施策の実施のため、教育予算の増額を図ること。

- 2 小学校及び義務教育学校前期課程（以下「小学校等」という。）の2学年以上の学級編制の標準を35人以下へ引き下げる新たな定数改善計画を策定すること。また、一部基礎定数化された通級による指導や外国人児童生徒等指導の充実における対象児童生徒数の引き下げとともに、小学校等における専科指導やチーム学校の推進のための小・中学校及び義務教育学校（以下「小・中学校等」という。）への加配、さらには、高等学校も含め「主体的・対話的で深い学び」の視点からの授業改善へ向けて、その推進役となる教員が効果的に活動できるようにするための加配など、加配定数の充実についても配慮すること。
- 3 現代的な健康課題に対応するため、学校保健、学校給食、食育の充実により、子供の心身の健康の保持増進を図る必要があることから、養護教諭及び栄養教諭等の定数改善を推進すること。
- 4 理科教育に関する高い専門性と教育者としての資質能力を兼ね備えた優れた人材を確保するため、大学における理科教員養成の充実を図ること。また、観察・実験に関する施策の充実や教員研修の創設など、小・中学校等の理科教育に関する施策を推進すること。
さらに、高校教育については、将来の科学技術系人材の育成を図るためにスーパーサイエンスハイスクール事業等を継続するとともに、事業の成果を広く普及させるための方策を講ずること。
- 5 今後的小学校等における英語教育の拡充を見据え、専門性を有する優れた人材を確保するため、英語教員養成の充実を図るとともに、外国語活動の授業の質の向上を図るための加配など、指導体制の充実を図ること。
さらに、国際教育を充実させるため、スーパーグローバルハイスクール事業の継続・拡充を図ること。
- 6 学習指導要領において、小・中学校等の道徳が特別の教科として位置付けられたことを踏まえ、地域の中核となる教員を計画的に配置するなど、教員の指導力向上に向けた体制づくりを推進すること。
さらに、高等学校における道徳教育についても、小・中学校等の教科化を踏まえ、発展・充実を図ること。
- 7 主体的・対話的で深い学びを実現するために、生徒一人1台の情報端末やデジタル教科書等のICTを活用した教育の効果や指導法について、高等学校へも広く普及させるための方策を講ずること。

- 8 学校におけるいじめや暴力行為等の問題行動や、不登校、児童虐待の問題等に適切に対応するため、教職員の加配措置の充実を図るとともに、スクールカウンセラー等活用事業、震災対応の緊急スクールカウンセラー等活用事業、スクールソーシャルワーカー活用事業の拡充を図ること。
- 9 学校現場から体罰を一掃するために、体罰によらない指導に関する調査研究を実施し、その成果の普及を図るための研修などを行い、教員が萎縮することなく、毅然とした指導ができる体制を確立すること。
- 10 若年層の保護者等に対し、スマートフォン等に対応したより簡便にアクセスできる情報提供や関係機関との連携による訪問型家庭教育支援体制の拡充など、しつけを含めた家庭教育のさらなる充実を図るための方策を講ずること。
- 11 公職選挙法が改正され、高校生も有権者になることから、生徒に政治参加の重要性や意義を考えさせ、政治に参加する態度を育むことができるよう、研修会などの実施により政治的教養を育む教育の充実を図ること。
- 12 公立文教施設における耐震化、老朽化、防災機能強化、環境改善などの整備について、予算の不足による事業採択見送りによって、自治体に著しい支障を生じさせることがないよう、十分な予算の確保を図ること。
さらに、非構造部材などの耐震化や長寿命化関連事業の推進を図るために財政的支援を拡充すること。
- 13 学校教育法施行規則が改正され、部活動指導員による単独での指導・引率が可能となったことから、今後、部活動指導員の活用を促進し、学校の組織力強化を図るため、部活動指導員の派遣経費の充実を図ること。